

2013年9月27日

香 川 県 知 事 殿
香川県教育委員会教育長 殿

香 川 県 教 職 員 組 合
中央執行委員長 大野 孝之

2014年度当初予算に関する要求書

1. 賃金の改善をはかること

- (1) 2013年度に実施された、新たな地方公務員給与引き下げや県独自の給与カットをこれ以上絶対しないこと。
- (2) 新たな地方公務員給与引き下げに見合う一時金の比率の改善を行うこと。(交渉事項)
- (3) 成績主義賃金を実施しないこと。
 - ① 勤勉手当の差別支給を撤回すること。
 - ② 「優秀な教員の表彰制度」については、昇給にはね返るような形の表彰はやめること。
- (4) 初任給を引き上げるとともに、生活に見合った賃金となるよう、中高年層の給与改善をはかること。
- (5) 講師に対しても教諭と同じ給料表を適用すること。当面、講師等の経験年数による頭打ち制度を改善すること。
- (6) 非常勤講師の賃金を改善し、交通費支給などがでていない市町講師については県教委が指導し、支給されるよう手だてを講じること。
- (7) 学校事務職員の4、5級任用基準の改善と6級格付け及び学校栄養職員の6級への格付けを行うこと。

2. 諸手当の改善をはかること。

- (1) 義務教育等教員特別手当の充実を図ること。
- (2) 特殊勤務手当、扶養手当、住居手当などの支給額、支給要件、支給対象を改善すること。
- (3) 交通用具使用者の通勤手当を実費支給とし、有料道路代も支給すること。また、島嶼部勤務者の通勤に要する駐車料金等を支給すること。
- (4) 部活動手当の支給要件、支給額を改善するとともに、週休日・休日の部活動業務に対する交通費及び駐車場代を支給すること。(文書回答)
- (5) 舎監・寄宿舎教員(指導員)手当を新設すること。

3. 旅費の改善をはかること

- (1) 自家用車の公務使用における車賃を1kmあたり20円から37円以上に引き上げること。
- (2) 県外からの新採教職員に赴任旅費を支給すること。
- (3) 修学旅行や校外学習などにおける引率教員の拝観料や入場料については、自己負

担にならないような措置をとること。(文書回答)

4. 教育条件の整備をすること。

- (1) 県独自の少人数学級を継続・拡充すること。
- (2) 義務教育費国庫負担制度を維持、拡充するとともに、国の負担率を復元するよう国に強く要請すること。
- (3) 少人数学級をさらに拡充すること。
- (4) 学校の統廃合については、地域住民の意向を尊重し、一方的にすすめることがないように市町教委へ働きかけること。
- (5) 学校施設の耐震性を高めるため、遅れているところには、早急な措置を講じるよう市町教委を指導すること。また、財政的援助の措置については学校統廃合と切り離すこと。
- (6) すべての学校図書館に正規、専門、専任の司書を配置すること。
- (7) 特別支援学級に対して、児童生徒の実態に応じて教員を加配すること。
- (8) 養護教諭や事務職員を全ての学校に配置し、大規模校には複数配置すること。
- (9) 病休、産・育休、介護休暇等が遅滞なくとれるよう、代替教職員を確保すること。
また、すべての職種に引継ぎ期間を適用し、前後各3日間を保障すること。(交渉事項)
- (10) 複数教頭制を廃止し、教壇に立つ教員を増やすこと。

5. 教職員のいのちと健康を守るために、必要な措置を講じること。

- (1) 労働安全衛生法違反が生じないよう学校長を指導すること。
- (2) 「健康管理事業の充実」を継続し、健康診断について県独自の予算措置を講じること。
- (3) 年次休暇のとりやすい職場環境づくりや長時間勤務解消のための具体的措置を講じること。(交渉事項)
- (4) 女性教職員の母性保護のための措置を講じること。
 - ① 各学校に職員用男女別トイレ・更衣室・休憩室・シャワー室を設置すること。
 - ② 妊娠中の労働軽減をはかること。また、小学校でも妊娠者が1名いれば体育実技代替を配置すること。

6. 勤務条件を改善し、働きがいのある職場づくりにつとめること

- (1) 「指導が不適切な教員」対策について
 - ① 「指導が不適切な教員」を出さぬよう予防策を最優先に位置づけ、教職員定数増、自主研修保障、メンタルヘルス対策、病気休暇・休職制度の拡充、労安体制の確立等、教育・勤務条件の改善をはかること。
 - ② 「指導が不適切な教員」の認定については、本人の意見表明が実質的なものになるよう、校長・教育委員会からの報告・申請内容を本人に事前開示すること。
- (2) 「新勤務評定」の実施を凍結し、人事考課制度の見直しについては、ILO・ユネスコ「CEART勧告」を尊重し、教職員団体との誠実かつ早急な協議を行うこと。
- (3) 「カギ当番」等本務にそぐわない勤務を排除する措置をとること。

- (4) 勤務条件改善のため、次の内容で学校長を指導すること。
- ① 不当労働行為等法令に反する行為を行わないこと。
 - ② 年休権、研修権等の教職員に保障された諸権利を尊重すること。
 - ③ 職員に対するメンタルヘルス対策を十分に行うこと。
 - ④ セクハラ、パワハラに類する行為を行わないこと。
 - ⑤ 勤務時間外の勤務を強要せず、職員の健康管理に留意すること。
 - ⑥ 職員の人格、意見を尊重した民主的 school 運営を行うこと。
- (5) 介護休暇の期間を1年間に延長し、有給とすること。また、引継ぎ期間を前後各3日間にする。
7. 新規採用者を大幅に増やすとともに、臨時教職員や非常勤講師の待遇を改善すること。
- (1) 定数内講師採用はやめ、全員教諭で採用すること。臨時の事務職員、栄養職員を正式採用にすること。また、受験年齢制限を撤廃するとともに前年度の1次合格者の1次試験免除をするなど、採用選考試験制度の改善をはかること。
 - (2) 再任用制度の実施にあたっては、希望するすべての退職者に雇用の場を確保すること。また、新規採用者の削減にならないよう再任用の教員は定数外で任用すること。
 - (3) 時間勤務の非常勤講師の任用を行わず、常勤講師として任用すること。また、地公法22条の任用だけにせず地公法17条での任用講師を復活させること。(交渉事項)**
 - (4) 教員以外の職員の病休代替の待遇を改善すること。
 - (5) 育児休業制度を臨時教職員にも適用すること。
8. 教育費父母負担無償の原則に従って、当面次の通り必要な措置を講じること
- (1) 就学援助制度ならびに給付型奨学金制度の創設など奨学金制度の改善を国に対して強く要求するとともに香川独自の奨学金制度を充実させること。
 - (2) 校納金の振替手数料を公費負担とするよう市町に働きかけること。
 - (3) 子どもの就学権を守るため、給食費・教材費等の滞納家庭に対する緊急の公的援助措置を講じるよう関係機関に働きかけること。特に、就学援助制度について十分周知するよう市町教委に要請すること。
9. すべての障害がある子どもの豊かな教育を保障するため、教育条件整備をすること
- (1) 「特別支援教育」制度において、これまでの障害児教育のレベルを低下させることなく、より充実させること。
 - ① 人的配置や施設・設備の充実等条件整備をさらにすすめること。
 - ② 障害種別の学校を存続させ、専門性を確保すること。(交渉事項)**
 - ③ 固定式の障害児学級を守り存続させること。
 - (2) 通常の学級に6%在籍するといわれる発達障害の子どもに応じた教員の加配をすること。
 - (3) 安全でゆきとどいた寄宿舎教育を行うため寄宿舎の統廃合を行わないこと。
 - (4) 寄宿舎指導員の新規採用試験を続けて実施すること。

10. 憲法、子どもの権利条約にもとづいた民主教育をすすめること。

- (1) 全国一斉学力テストには参加しないこと。また、県が実施している「学習状況調査」は中止し、必要な学力テストは第三者機関による抽出調査とし、調査対象となる児童生徒及び保護者に十分な説明をし、了解を得ること。学校の序列化につながる点数公開等を行わず、学校評価の対象にしないこと。
- (2) 「開かれた学校づくり」をすすめるために学校運営協議会を児童生徒・父母・地域住民・教職員が協議し、合意形成をすすめる機関とすること。
- (3) 「開かれた教育行政」をめざし、常に資料の提示を迅速に行うこと。

11. その他

以上